

## 臨時休校期間中の営業に関して

令和2年2月28日

しながくどう（株式会社みやと）  
宮崎市大島町立野 1477-1  
問い合わせ ☎(0985)89-3100

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

この度政府から発表された「公立学校の臨時休校要請」に対して、しながくどうでは臨時休校期間中は従来通りの休校日（夏休み等と同じ）としての営業を行う予定ですが、政府の要請はコロナウィルスの感染拡大を防ぐための対策です。それに伴って弊所では、休校期間中に関して以下の内容に同意して頂き書面の提出を行って頂いた場合のみ、利用できることとします。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. お子様起床したら、必ず検温を行い、連絡帳へ記載して下さい。
2. 37℃以上の発熱がある場合は欠席して下さい。
3. お子様には家を出て送迎の車に乗る前から、マスクを着用させて下さい。
4. お子様来所後、体調の変化が見られ発熱が確認された場合は、如何を問わず帰宅してもらいます。また、その際の送迎は行いませんので、保護者でお迎えをしてください。
5. 発熱が認められなくても、花粉症・アレルギー症状を除き、咳、くしゃみが頻発（1時間に5回以上）する場合は、発熱と同様帰宅してもらいます。
6. 施設として感染予防には最大限の対策は行いますが、万が一それでもお子様がコロナウィルス感染してしまった場合、感染源の特定は不可能であるため、弊所に対して責任追及は行わないで下さい。
7. お子様と同居する人に、コロナウィルス感染者が出た場合、2週間以上は利用を控えて下さい。
8. 利用日は平常通りの固定曜日とします。
9. 空き枠が出た場合の利用については、感染リスク軽減のため、弊所単独利用児を最優先とし、その次に利用事業所の少ない順から優先とします。

以上

同意日：令和 年 月 日

住所：

同意者氏名(保護者)： ⑩ (利用児との続柄 )

利用児氏名：